

【(仮称)大津市手話言語条例(案)に対するパブリックコメント意見要旨及び大津市の考え方】

パブリックコメント

- 実施期間：平成30年7月12日から7月31日
- 意見投稿者：34人
- 提出意見数：125件

※対応区分

- 反 映 (33件)：ご意見を踏まえ案を修正したもの
- 補 足 (40件)：ご意見に対して補足説明するもの
- 参 考 (11件)：今後の取組の参考とさせていただくもの
- その他 (41件)：ご質問やご感想、案以外へのご意見

連番	該当項目	意見要旨	大津市の考え方	対応区分 ※
1	前文	「音声によらず、手や身体の動きなどによって意味を伝える言語である。」この書き方では、手話はコミュニケーションツールであるだけにしかとれない。言語は、コミュニケーションツールであるが、文化を創造、育むものである。このあたりの表現は、モデル条例案の表現を使えばよいと思う。	「音声によらず、手や身体の動きなどによって意味を伝える」を、「手指や体の動き、表情等を使って視覚的に表現する」に改めました。	反映
2	前文	※取り込んでいただきたい表現を挿入し、整文した(下線) 手話は音声によらず、手は体の動きなどによって意味を伝える独自の文法を持つた言語であることは、障害者基本法(昭和45年法律第84号)によって明らかにされている。平成18年には「障害者の権利に関する条約」によって言語であることが国際的に認められた。手話はそれを用いてコミュニケーションする人々にとって情報の獲得と社会参加のための重要な役割を持つ。 本市ではこれまでも、昭和56年の国際障害者年に全国身体障害者スポーツ大会が滋賀県で開催されたことを契機に手話サークルが結成され、その後も手話通訳者・要約筆記者の派遣、聴覚障害者相談員の設置と先進的な取り組みを進めてきた。 しかしながら、手話が言語であるとの認識は十分に社会に浸透しておらず、手話を使用する環境が十分に整っているとは言えない。 このような状況を鑑み、手話が言語であるとの認識に基づき、これまでも増して手話への理解を深め、手話を必要とする人々が安心して暮らすことができるように更なる取り組みを進めていかなければならない。 ここに、手話への理解の促進及び手話の普及についての基本理念を明らかにするとともに、その方向を示し、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。	ご意見のうち、「音声によらず、手や身体の動きなどによって意味を伝える」を、「手指や体の動き、表情等を使って視覚的に表現する」に改めました。	反映
3	前文	条例で、前文のあるものはあまりない。手話言語条例に前文を入れていただいたことはうれしい。	ご意見として拝聴いたしました。	その他
4	前文	ろう者の実態が書かれていない。災害時には情報が遅れてしまうなど入れてほしい。	前文に詳細な実態の記載は馴染まないとの考えから明記しておりません。情報の遅れ等については、手話施策推進協議会で議論してまいります。	補足
5	前文	「音声によらず体の動きで・・・」に違和感がある。「手話は音声言語である日本語とは異なる言語である」「手指や体の動き、表情等を使って視覚的に表現する言語である」のほうが分かりやすい表現である。	「音声によらず、手や身体の動きなどによって意味を伝える」を、「手指や体の動き、表情等を使って視覚的に表現する」に改めました。	反映
6	前文	「音声によらず」の文言は非常に抵抗がある。「音声によらず」は、聞こえる人の見方・考え方である。ろう者にとって、音声を発しながら手話をする人もおり、誤解される表現である。	「音声によらず、手や身体の動きなどによって意味を伝える」を、「手指や体の動き、表情等を使って視覚的に表現する」に改めました。	反映
7	前文	(前文)1～3行目 「手話は、障害者の権利に関する条約及び障害者基本法において明らかにされているように、音声によらず、手や身体の動きなどによって意味を伝える言語である」 <修正案> 「手話は、手指もしくは身体の動きや表情等を使って視覚的に表現するものであり、ろう者が意思を表明し、情報を取得し、相互にコミュニケーションを図るために必要な言語である。障害者の権利に関する条約及び障害者基本法において明らかにされているが、手話が言語であることはいまだ社会で十分に…」 <理由> 手話は、単なる意思伝達のツールではなく、豊かな社会生活を送るに不可欠な言語であることを、前文で表明するため。	ご意見のうち、「音声によらず、手や身体の動きなどによって意味を伝える」を、「手指や体の動き、表情等を使って視覚的に表現する」に改めました。	反映
8	前文	「音声によらず、手や身体の動きなどによって意味を伝える言語である」と書かれている手話の定義に違和感があります。「独自の文法を持ち、手や身体・表情で表わし、目で見て理解する視覚言語である」としてはいかがでしょうか。	「音声によらず、手や身体の動きなどによって意味を伝える」を、「手指や体の動き、表情等を使って視覚的に表現する」に改めました。	反映
9	前文	「手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため」とありますが、文章に「部局横断的に取り組む」と言うことばを入れていただきたいと思えます。多面的に取り組まなければならない課題を考えると「部局横断」は不可欠です。	他部局とも連携して施策を進めてまいります。	補足

10	前文	手話が日本語と異なる言語であることを明記して頂きたいと思います。 ⇒音声言語である日本語と異なる言語であり、手指や身体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語である。	「音声によらず、手や身体の動きなどによって意味を伝える」を、「手指や体の動き、表情等を使って視覚的に表現する」に改めました。	反映
11	前文	「手や身体の動きに…」の箇所に、「表情」も大切であり意味もあるので追加してほしいと思います。また、要約筆記者の派遣と記載されているので、対象者は「ろう者」だけではなく「難聴、中途失聴者」を含めるのが良いのでは？と思いました。	「音声によらず、手や身体の動きなどによって意味を伝える」を、「手指や体の動き、表情等を使って視覚的に表現する」に改めました。	反映
12	前文	1. 前文(修正案) ※下線が修正部分 大津市憲章では、誰もが「大津市に住んでよかった」と思える町を築いていくことが謳われている。この温かい思いやりを実現し、生き生きと伝え合うのが言語。 手話言語(以下「手話」という。)は、音声言語である日本語と異なる言語であり、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語。聞こえないものは、物事を考え、コミュニケーションを図り、お互いの気持ちを理解しあうために、また、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として手話を大切に育んできた。しかしながら、これまで手話が言語として認められてこなかったことや、手話を使用することができない環境が整えられてこなかったことなどから、聞こえないものは、必要な情報を得ることもコミュニケーションをとることもできず、多くの不便や不安を感じながら生活してきた。 本市では、国際障害者年(昭和56年)に滋賀県で全国身体障害者スポーツ大会が開催されたことを契機として多くの手話サークルが結成されてきた。また、これまで、手話通訳者・要約筆記者の派遣や聴覚障害者相談員の設置と言った先進的な取り組みを進めてきた。 こうした中で、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話は言語として認知された。手話が言語であるとの認識に基づき、福祉分野に限らず、教育、医療、災害等あらゆる分野において、手話の理解と広がりを持って地域で支え合い、手話を使って安心して暮らすことができる大津市を目指すため、この条例を制定する。 ※「手話言語」使用すべきと考える。愛知県や鳥取県などでも条文中に「手話言語」を記載している。国会法制局もそういう方向を検討されている。大津市場合は合えて略語として「手話」とした。	ご意見のうち、「音声によらず、手や身体の動きなどによって意味を伝える」を、「手指や体の動き、表情等を使って視覚的に表現する」に改めました。	反映
13	前文	前文に「音声によらず、」とありますが、ろう者でも音声を使う者、使わない者の両方がいますので、入れるべきではないと考えます。	「音声によらず、手や身体の動きなどによって意味を伝える」を、「手指や体の動き、表情等を使って視覚的に表現する」に改めました。	反映
14	前文	『手話は、障害者の権利に関する条約及び障害者基本法(昭和45年法律第84号)において明らかにされているように、音声によらず、手や身体の動きなどによって意味を伝える言語である』の部分を手話について理解が深まりやすいように下記の内容にしてはいかがでしょうか？ →手話は音声言語である日本語と異なる言語であり、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語である。 ろう者は物事を考え、コミュニケーションを図り、お互いの気持ちを理解し合うためにまた知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として手話を大切に育んできた。	「音声によらず、手や身体の動きなどによって意味を伝える」を、「手指や体の動き、表情等を使って視覚的に表現する」に改めました。	反映
15	前文	「音声によらず…言語である。」の部分で「手話は、手指・身体の動き・表情を使って視覚的に表現する言語である。言語は、生きるために欠かせないものであり、人間は、言語によって、世界を構成・創造し、生き方を選択する」という意味の内容にして下さい。	「音声によらず、手や身体の動きなどによって意味を伝える」を、「手指や体の動き、表情等を使って視覚的に表現する」に改めました。	反映
16	前文	米原市、近江八幡市の制定が、前例にあり、参考にしたい点や、独自性も滋賀県の県庁所在地である大津市には求められており、注目度と期待度も高いと思う。条例案のはじめの文章の意味が理解できない。音声によらず、手や身体の動きなどによって意味を伝える言語である。意味を伝える？ろう者の手話とは？言語について、もっとシンプルにわかりやすくして欲しい。	「音声によらず、手や身体の動きなどによって意味を伝える」を、「手指や体の動き、表情等を使って視覚的に表現する」に改めました。	反映
17	前文	手話は、障害者の権利に関する条約及び障害者基本法(昭和45年法律第84号)において明らかにされているように、音声によらず、手や身体の動きなどによって意味を伝える言語である。しかしながら、手話が言語であることはまだ社会で十分に認識されておらず、それゆえ、手話への理解や手話の普及は十分に進んでいない方がいいがたい。 ↓ 音声によらずという言葉に違和感を覚える。「手話は、障害者の権利に関する条約及び障害者基本法(昭和45年法律第84号)において明らかにされているように、音声言語である日本語と異なる言語であり、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語である。」に変更したらどうですか？	「音声によらず、手や身体の動きなどによって意味を伝える」を、「手指や体の動き、表情等を使って視覚的に表現する」に改めました。	反映
18	第2条	「(2)市民等 本市の区域内に……」この表現は、わかりにくい。「本市に居住し、通勤、又は通学するもの」	他の大津市条例と同様の表現としています。	補足
19	第2条	「(2)市民等 本市の区域内に居住し、通勤し、又は通学する者」の文章がわかりにくいです。 ⇒「本市に住所を有する者、通勤する者、又は通学する者」と列挙した方がわかりやすいのではないのでしょうか。	他の大津市条例と同様の表現としています。	補足
20	第2条	「日常生活又は社会生活」と表現されていますが、ただ「生活」だけではいけないのでしょうか？家庭は社会の最小単位とも言われますし、就学、就業、買い物、通院、趣味活動、自治会活動等々すべて、暮らし「生活」だと思います。同様の理由で、第4条の表現も「生活」だけにした方が良いと思います。もしくは「家庭生活又は家庭以外での社会生活」と表現した方が良いのではないのでしょうか？	「日常生活又は社会生活」とすることで、生活全般を包含するものと考えています。	補足

21	第2条	「本市の区域内に居住している者、又は通勤、通学している者」の方がわかりやすいと思います。勉強不足で的外れな意見でしたらご容赦ください。	他の大津市条例と同様の表現としております。	補足
22	第2条	条文を拝読いたしました。中身が薄いものが期待外れです。手話を言語として日常生活を営む者は、ろう者だけと言えるだろうか。中途失聴者も手話を獲得している人がいるので、確認が必要。	手話を言語として日常生活を営む人は、中途失聴者の方も含めた聴覚障害者であると考えております。	補足
23	第2条	「事業者」の定義を入れて下さい。	市内で事業を行う者全般を表していることから条文化していません。	補足
24	第3条	※取り込んでいただきたい表現を挿入し、整文した(下線) 意見: 手話を必要とするのはろう者だけではなく、中途失聴者、難聴者その他も手話によって意思疎通をはかり、情報を取得し、聴覚障害者としての人権が守られる必要があります。 要望: 「ろう者」とそうでない者との区別は本人のアイデンティティによるものであり、医学的な区分ではないことから、「手話を必要とする人たち」との視点がぶれないような表現にしていきたい。	「ろう者とろう者でない者が相互に」の文言を、「ろう者の」に改めました。	反映
25	第3条	<修正案> 「第3条 手話への理解の促進及び手話の普及は、手話が言語であることを前提とし、市民が手話により相互に意思を伝え合う権利を有し、互いの人格と個性を尊重することを基本として行わなければならない」 <理由> 「ろう者が」とあるが、ろう者も含めて市民であるとの認識に立ち、「市民」とした。また、「コミュニケーションを図る」は「意思を伝え合う」とすることで、より深い関係を構築できるのではないかと思う。	手話を言語として日常生活を営む人は、中途失聴者の方も含めた聴覚障害者であると考えております。	補足
26	第3条	「ろう者とろう者でないもの」は、「聴覚障害の有無に関わらず」に。	「ろう者とろう者でない者が相互に」を、「ろう者の」に改めました。	反映
27	第3条	「ろう者とろう者でないもの」は、ろう者とろう者でない人を分けるような、線引きをするような表現は改めていただきたい。	「ろう者とろう者でない者が相互に」を、「ろう者の」に改めました。	反映
28	第3条	手話によるコミュニケーションを図る権利を有する前に、聴覚障害児・者が手話を獲得・習得できる環境の保障も必要であると思います。 ⇒手話が言語であること及び聴覚障害児・者が手話を獲得し手話によるコミュニケーションを図る権利を有する。	手話施策推進協議会において議論してまいります。	参考
29	第3条	あえて、ろう者とろう者でないものを区別する必要があるのでしょうか？要するに「市民」と言うことではないでしょうか？ ⇒「すべての市民が・・・」	「ろう者とろう者でない者が相互に」を、「ろう者の」に改めました。	反映
30	第3条	「ろう者でない者」とありますが、「きこえる者」のほうがよいと考えます。	「ろう者とろう者でない者が相互に」を、「ろう者の」に改めました。	反映
31	第3条	「ろう者が手話による」を「市民等が手話による」に変えて「ろう者とろう者でない者が」も「市民等」に変えて下さい。	「ろう者とろう者でない者が相互に」を、「ろう者の」に改めました。	反映
32	第3条	第3条・・・ろう者とろう者でない者が、相互に人格と個性を・・・のところ、・・・ろう者、難聴者、中途失聴者と一般市民が、相互に人格と個性を・・・と、差し替え願えば幸いです。手話を基本とした条例であり、余計な文面をお願いすることになりますが、手話を必要とする、難聴者、中途失聴者も存在することを理解していただければ幸いです。どうぞよろしくご配慮をお願いいたします。	手話を言語として日常生活を営む人は、中途失聴者の方も含めた聴覚障害者であると考えております。「ろう者とろう者でない者が相互に」を、「ろう者の」に改めました。	反映
33	第3条	第3条 手話への理解の促進及び手話の普及は、手話が言語であること及びろう者が手話によるコミュニケーションを図る権利を有することを前提として、ろう者とろう者でない者が、相互に人格と個性を尊重することを基本として行わなければならない。 ↓ 「聴覚に障害がある者(聞こえない、もしくは聞こえにくい者)と聞こえる者が、」に書き換えたらどうでしょうか。	「ろう者とろう者でない者が相互に」を、「ろう者の」に改めました。	反映
34	第4条	「～手話に関する施策を総合的・・・」は、「～手話に関する施策を庁内横断的」に。	庁内だけでなく庁外(事業者)も含めた施策とするため、「総合的」としています。	補足
35	第4条	財源についての記載がありませんが、これで確実な施策推進が出来るのでしょうか？財源確保、及び、障害福祉課以外の関係部局との連携と取り組みが必要ではないでしょうか？ ⇒「財源の確保及び内部部局の横断的な取り組み」を明記して頂きたい。	条例本文で「施策を実施する」とすることにより、施策を実施することに伴い必要な予算を措置すると解され、本市の他の条例と整合性を保つため条文化していません。	補足
36	第4条	市の責務を果たすために施策を推進する旨を明確にする条項であるから、「配慮」という文言はあいまいでふさわしくない。明確な表現にするため、次のように変更すべきと考える。 ○・・・円滑に営むことができるよう、手話に関する必要な施策を…「必要な配慮を行い」を削除し、「必要な」を挿入	「必要な配慮を行い」を削除しました。	反映
37	第4条	「ろう者が」を「手話を使用する市民等が」にして下さい。「総合的かつ」の前に「国県その他の関係機関および手話に関わる団体と連携協力して」を入れて下さい。	本条例では「手話を使用する・・・」ではなく「ろう者」に統一した用語としています。手話に関する施策については、他の機関との連携を前提としています。	補足

38	第4条	<p><修正案> 「手話に関する施策を部局横断的に総合的かつ計画的に推進するものとする」 <理由> 総合的だけでは、福祉を中心とした取り組みになりがちではないかと思われる。全庁的に施策を進めてほしい。</p>	他部局とも連携して施策を進めてまいります。	補足
39	第5条	「事業者の役割」は努力義務という考えか。	お見込みのとおりです。	補足
40	第6条	「事業者」とありますが、「事業者」とは具体的にどのような者を指しますか。	市の区域内に事業所、営業所その他の施設を設置し、事業活動を行うものをいいます。	補足
41	第6条	<p>条例案の前文冒頭で、手話が言語であることについて、障害者の権利に関する条約と障害者基本法を引いているが、本条例は、この条約と法律の趣旨を受けて制定するものであるから、第6条についても、その趣旨を受けた明確な表現とすべきで、他の自治体の手話言語条例等にあるように、次のように変更すべきと考える。○…環境を整備するなど、合理的配慮を行うよう努めるものとする。「など、合理的配慮を行う」を挿入</p>	「合理的配慮」は条文化していませんが、障害者差別解消法では合理的配慮の義務化が定められており、本条例におきましても、手話言語の普及と手話施策の実施により、ろう者が安心して暮らすことのできる共生社会の実現を目指していきたいと考えております。	補足
42	第6条	事業者とは、公的機関(教育機関も含む)なのか、民間事業者も含めているのかが曖昧。	市の区域内に事業所、営業所その他の施設を設置し、事業活動を行うものをいいます。	補足
43	第6条	<p>事業者は、基本理念に対する理解を深め、手話に関する市の施策に協力するよう努めるとともに、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、及びろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。</p> <p>↓</p> <p>ろう者が利用しやすいサービスまたは働きやすい環境はどういうものでしょうか？ 障害者差別解消法の合理的配慮の在り方で悩んでいる。教えてほしい。</p>	ろう者が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができる環境の構築を想定しています。	補足
44	第7条	(2)(4)の違いは何なのか？手話の習得だけではなく、ろう児の手話の獲得(母語としての手話)が出来るような文言を入れてほしい。	手話の獲得については、長期的な視点に立って取り組むことが必要であるとされており、関係機関と情報を共有しつつ、手話施策推進協議会において議論してまいります。	参考
45	第7条	「手話の獲得」について書かれていませんが、聴覚に障害を持った子どもにとって「手話の獲得」は必要不可欠です。教育現場において手話で学ぶ権利が保障されるように、「手話の獲得」について是非加えて頂きたいと思えます。また、手話の獲得を要する子どもを持つ親への支援に関する施策も必要であると考えます。	手話の獲得については、長期的な視点に立って取り組むことが必要であるとされており、関係機関と情報を共有しつつ、手話施策推進協議会において議論してまいります。	参考
46	第7条	手話に関する施策は福祉子ども部障害福祉課だけでなく他部他課、委員会などが連携して進める必要があるため、その必要性を示す条文を入れてもらいたいです。	手話施策推進協議会の事務局として関係部署と連携してまいります。	補足
47	第7条	高齢ろう者はきこえる高齢者のおしゃべりの場に加わっても、手話でコミュニケーションできないため孤立してしまいます。そこで大津市では市ろうあ福祉協会などが高齢ろう者同士が手話でコミュニケーションできる場、すなわちサロンの場を設けています。ただ、公共交通機関も利用できないほど足腰の弱った高齢ろう者も増えています。そこで高齢ろう者が自宅または施設とサロンを行き来できるような送迎、すなわち送迎車や運転手などが必要になりますが、そのための資金の確保が課題となっています。市ろうあ福祉協会などだけではこの課題を解決できないので、解決のために行政関係者、事業関係者を含め幅広い市民の協力が必要ではないでしょうか。	手話施策推進協議会において議論してまいります。	参考
48	第7条	幼稚園、小学校、中学校などできこえる先生が日常生活における基本的な手話を学び、その手話をきこえる子どもたちに教えるという取り組みは、市民が子どもの時から手話に触れることができる環境作りになると考えます。さらに、きこえる先生が手話だけでなくろう者についての正しい理解をし、きこえる子どもたちに教えるという取り組みも市民が子どもの時からろう者についての正しい理解をはぐくめる環境作りになるかと考えます。残念ながらですが、きこえない子どもがいじめを受けるケースが目立つのは子ども、おとなにかかわらずその子どもの周りの市民がろう者についての正しい理解をしていないことも理由になっています。	手話施策推進協議会において議論してまいります。	参考
49	第7条	ろう者は避難先で音声による細かい案内が入ってこず、その結果必要な行動をとれなかったり、とれても聞こえる者より遅れてしまったりします。避難先に手話でコミュニケーションできるきこえる者がいたら、その聞こえる者がろう者へ音声による細かい情報を手話で伝えられたらろう者もスムーズに行動できると思います。手話でコミュニケーションできる聞こえる者が「手話ができます」という表記入りピブス、ろう者が「ろう者です」表記入りピブスをそれぞれ身につけていたら手話でのコミュニケーションが必要なろう者、手話ができる者いずれもが避難所にいることがわかり、ろう者は心強いのではないのでしょうか。	ご意見として拝聴いたしました。	その他
50	第7条	鉄道のダイヤグラムが乱れているとき、電車の細かな運行状況が電光掲示板に反映されずろう者はしばしば電車に乗り損ねます。手話でコミュニケーションできる駅員さんが駅にいれば、ろう者はその駅員さんに細かな運行状況を手話で教えてもらえ、その結果電車に間に合うのではないのでしょうか。	ご意見として拝聴いたしました。	その他
51	第7条	すべての市立図書館にろう者や手話にかかわる出版物コーナーを設けると、市民がその出版物を読む機会が増えるのではないのでしょうか。	ご意見として拝聴いたしました。	その他

52	第7条	今でも店舗や娯楽施設で従業員がろう者の来店または来所を断るケースが後を絶ちません。今までもろう者たちが自動車運転免許取得、民法改正、手話通訳者制度確立を求め協力し合い運動しそれらを実現してきたのですが、ろう者への偏見または差別意識を意識的にせよ無意識的にせよ抱いている人々は依然として多いです。ハード面だけでなくソフト面でもろう者が生きやすいようにするための取り組みは今後も長く長く進めていくべきです。ただ、この取り組みはろう者だけで進めるのでは限界があり、それゆえ手話言語条例のもと行政関係者、教育関係者、事業関係者を含め幅広い市民の協力も必要ではないでしょうか。	ご意見として拝聴いたしました。	その他
53	第7条	ろう者が資格取得のため研修会に出席する際手話通訳者の派遣申請をしたところ派遣を断られる事例が多いです。派遣できない理由としてろう者が研修会で学んだことを将来収益事業に生かす可能性があることが挙げられていますが、手話通訳者の派遣申請が必要ないきこえる者と手話通訳者の派遣申請が必要なろう者との間で将来の可能性にかかわる格差が生じるおそれがあるので、その理由に疑問を感じます。	ご意見として拝聴いたしました。	その他
54	第7条	ろう者は世間から何かと誤解を受けやすく、生きにくい障害者です。ろう者がなぜ誤解を受けやすい生きにくいのかをみんなで考え、そのうえでろう者が誤解されにくくなり生きやすくなる社会づくりを進められるようにするべきではないでしょうか。	ご意見として拝聴いたしました。	その他
55	第7条	近年、災害が頻繁に起こっています。『災害時におけるろう者の情報取得、及び意志疎通の支援に関すること』を条文に加えていただきたいです。	手話施策推進協議会において議論してまいります。	参考
56	第7条	人工内耳装着の子どもたちが増えてきました。ろう者はこれまでろう者の先輩方から言語として手話や文化を学んできていると聞いたことがあります。人工内耳装着の子どもたちも母語として手話が必要だと感じます。ろう児が乳幼児期から手話を獲得することができる環境整備に関する記事を条文に加えていただきたいです。	手話の獲得については、長期的な視点に立って取り組むことが必要であるとされており、関係機関と情報を共有しつつ、手話施策推進協議会において議論してまいります。	参考
57	第7条	各号の規定の主語が不明であるので、明確にする必要がある。手話の学習に関して、(2)に「手話の習得」、(4)に「手話を学ぶ」とあるが、この両者の違いが不明である。(2)が、ろう児についての事柄を意味するとして、次のように変更すべきと考える。 ○「(1) ろう者が手話により情報を…」 「ろう者」を挿入 ○変更前「(2) 手話の習得の支援及びコミュニケーションの手段…」 →変更後「(2) ろう児が手話を習得する際の支援及びろう者がコミュニケーションの手段…」 ○「(4) 市民等が手話を学ぶ機会の…」 「市民等が」を挿入	本条例は、手話は言語であることを定めることを主にしており、他市の条例と同様に各号で「ろう者が」、「ろう児が」、「市民等が」、という主語はあえて入れておりません。	補足
58	第7条	手話を学ぶ機会の提供に関する施策は、きこえない人やきこえない子どもも手話の獲得環境を整えるということでしょうか。具体的な施策がみえないので、説明がほしい。	具体的な施策は、手話施策推進協議会において議論してまいります。	参考
59	第7条	災害や緊急時の体制、教育委員会との連携が抜けているのは、どうしてか。→一人ひとりの住民を大切にしていくことが重要である。	他部局とも連携して施策を進めてまいります。	補足
60	第7条	「手話の習得の支援及び選択しやすい環境の整備」を「手話の習得および獲得の機会が確保できる環境の整備」にして下さい。	手話の獲得については、長期的な視点に立って取り組むことが必要であるとされており、関係機関と情報を共有しつつ、手話施策推進協議会において議論してまいります。	参考
61	第7条	「手話を学ぶ機会の」の前に「学校での教育活動など」を入れて下さい。	(学校における取組による理解の促進)の条を追加しました。	反映
62	第7条	事業者が行う取り組みに対する支援や災害時の、手話を日常の言語として生活している市民等への支援も、施策として入れて下さい。	手話施策推進協議会において議論してまいります。	参考
63	第7条	幼い頃から、聞こえる者、身体に不自由のない者が、障害者教育をうけていたら、もっと障害者への目がかわるはず。理解を深めるには、幼少期から共に歩む事が大切だと思う。従って、何としても今回の条例に、教育(幼、保、学校)の場での手話を学び、ろう者を理解する施策の明記をお願いしたい。	(学校における取組による理解の促進)の条を追加しました。	反映
64	第7条	施策を見ましたが、「手話を学ぶ機会の提供に関する施策」の具体的な施策は何でしょうか?	手話施策推進協議会において議論してまいります。	参考
65	第7条	保育園、幼稚園、学校での手話を学ぶ機会をどんどん増やしたらどうでしょうか? そのために「学校の役割」も加えたらどうでしょうか?	(学校における取組による理解の促進)の条を追加しました。	反映
66	第7条	(1)手話により情報を取得する機会の拡大 質問:教育場面において手話で授業を受けられるようにすることも含まれるのか? 就労その他の場面で、手話で講義等を受けられることも含まれるのか? 手話により情報を取得する機会とはどのような場面を想定しているのか? 意見:「機会の拡大」では表現が弱いと感じる。「手話で情報を取得する」という表現では、聴覚障害者本人にすでに手話が獲得されていることが前提になる。聴覚障害児として生まれた子ども、あるいは日本語獲得前の高度難聴児には、一人の人間として尊重された成長を保障するために手話言語を身に付けることができる環境が必要である。 ⇒高度難聴の子どもは手話による補聴手段が無いと言語習得が難しい。そのため、(高度難聴児との表現でも結構ですが)「ろう児が手話言語を獲得する機会を保障し、その保護者及び家族に必要な情報を提供しなければならない。」を入れていただきたい。 ⇒「ろう児(高度難聴児でも結構ですが)の発達段階に応じた手話言語の学習の機会を保障する。」と入れていただきたい。	教育の場では障害者福祉の一つとして手話に触れる機会を考えています。就労等の場での手話は事業所の役割として協力を委ねることになります。手話による情報取得は、手話が必要な人が広く情報を得ることを想定しています。ろう児、その保護者及び家族への情報提供、手話言語の学習の機会がろう者への施策に含むものとして、条文への明記は考えていません。	補足

67	第7条	(2)手話の習得の支援、コミュニケーションの手段として手話を選択しやすい環境の整備 質問:「習得する」、「手話を選択する」のはどのような人々を想定しているのか?教育を受ける子どもたちもここに含まれるのか?教育場面での授業もコミュニケーションの手段である手話を使って受ける、という考え方になっているのか? 意見:「手話の習得を支援する」とは、一般市民が手話を学ぶこととは違い(この場合は養成講座を受講することになる)、手話言語を必要とする市民がそれを獲得する意味になる。「コミュニケーションの手段として手話を選択する環境を整備する」とは、手話言語を獲得している聴覚障害者が他の市民と手話を介してコミュニケーションすることに限定される。 ※第7条の(1)(2)ともに、教育場面の手話言語獲得環境を含める記述にはならない。⇒別途項目を設ける必要がある。	手話の習得とは、手話を言語として使いこなせる人を想定しています。手話を選択しやすい環境とは、手話で意思疎通を図ることを希望する場合に言葉での意思疎通と同様に使用できる環境を想定しています。(学校における取組による理解の促進)の条を追加しました。	反映
68	第7条	(4)手話を学ぶ機会の提供 意見:手話を学ぶ場は、手話奉仕員養成講座や手話講座等になる。手話通訳という技術を学ぶ機会は(3)に述べられている。難聴児が通常学級に加配の支援を受けて授業を受けているが、個々に存在しているため、手話を見につける機会が持てない。(手話は集団の中で生まれ、獲得される。)難聴学級あるいは加配の支援を受ける通常学級に散在する児童が手話を身につける機会を設ける意味も含まれるようにしていただきたい。 要望:区別するのであれば、聴覚障害のある子どもたちが言語としての手話を学べる機会も持てるよう、章および項目を別建てにする必要がある。	聴覚障害のある人が言語としての手話を学べる機会については、(1)(2)の施策の中で検討してまいります。	補足
69	第8条	「3(3)手話通訳者が組織する団体」は「手話通訳者等が組織する団体」に。(手話通訳者が組織する団体は天津・滋賀県にはない)	「ろう者の福祉に知見を有する者」に改めました。	反映
70	第8条	協議会のメンバー構成はどうするのか。天津市障害者自立支援協議会なども含めるのか。人数は10人以下でもよいのではないのか。	他の附属機関と同様に最小限の人数での設置を考えています。	補足
71	第8条	第8条の協議会のメンバーについてですが、委員に市民の方、企業の参加の明記がありません。これは条例の理念と異なるものと考えます。条例は天津市民全体で盛り上げるものだと思いますので、やはり委員に一般の市民の方、企業の方など幅広い意見を組み込まないと、偏ったものになってしまう懸念があると考えます。現在、他の都道府県、市町村で手話言語条例が施行されてきていますが、条例が施行されてもあまり変わっていないと、ろう者からよく耳にします。天津市もそうならないように、是非いい条例にしてほしいと思いますし、私も天津市民の一員として協力できることは協力し、この条例が盛り上がればよいと考えています。	委員構成は、「ろう者の福祉に知見を有する者」「ろう者が組織する団体から選出された者」とし、一般公募は考えていません。	補足
72	第8条	現在「手話通訳者が組織する団体」はありません。「手話通訳者等が組織する団体」が正しい表現だと思います。	「ろう者の福祉に知見を有する者」に改めました。	反映
73	第8条	天津市には、手話通訳者のみで組織する団体はありません。 ⇒手話通訳者等が組織する団体から選出された者	「ろう者の福祉に知見を有する者」に改めました。	反映
74	第8条	本条例は、市民等に対して手話への理解と手話の普及を図るものであり、この意味で、市民等は当事者といえる。従って、本条例に係る施策推進について、広く市民の意見を取り入れることは重要であるから、他の自治体の手話言語条例等にあるように、委員のメンバーに市民代表を含めるべきである。このことから、次のとおり加えるべきと考える。 ○「(4)市が行う公募に応じた市民等」を追加	委員構成は、「ろう者の福祉に知見を有する者」「ろう者が組織する団体から選出された者」とし、一般公募は考えていません。	補足
75	第8条	ほかにもありますが、第8条の手話施策推進協議会で、審議できるように進めていただければと思います。ただし、手話通訳者が組織する団体だけでなく、ボランティアとして手話サークルの団体も加えていただきたい。以上です。期待しても期待外れにならないように、再度検討して下さいますようお願いいたします。	協議会の委員の選出団体は、今後検討してまいります。	補足
76	第8条	推進協議会の構成人数をせめて10名にして下さい。	他の附属機関と同様に最小限の人数での設置を考えています。	補足
77	第8条	「手話通訳者」のあとに「等」を付け加えて下さい。	「ろう者の福祉に知見を有する者」に改めました。	反映
78	第8条	第8条 (天津市手話施策推進協議会) 意見:協議会の役割が曖昧。選出委員について、3つの立場に限定せず、事情に合わせた選出ができる必要がある。 要望:何を審議するのかを明記し、責任範囲を明らかにしていただきたい。 ・手話に関する施策についての評価 ・この条例及び施策の推進方針に関する調査及び検討 ・上記の他、市長が必要と認めること。 選出委員について4番目に「その他市長が特に必要と認める者」と加えていただきたい。	「ろう者の福祉に知見を有する者」に改めました。	反映
79	第8条	<修正案> 「手話通訳者等が組織する団体から選出されたもの」 <理由> 天津市には手話通訳者が組織する団体は存在しない。手話に関係する者が組織する団体のみ存在するため、手話通訳者と限定しない。	「ろう者の福祉に知見を有する者」に改めました。	反映
80		防災パンダナについて、最近、地震、大雨が起こっており、台風も間違いなく起こるので、万が一、避難する必要になった場合、特に情報保障のためにも、このパンダナを自分の肩に結んで助けを求めます。天津市ろうあ福祉協会の会員74名います。ほとんど高齢者です。防災用パンダナをまず、全会員に無料配布してほしいです。そのために予算が必要です。要望も含めて天津市に意見書を提出します。	ご意見として拝聴いたしました。	その他
81		防災対策について、災害発生により、避難指示された場合、聴覚障害者は、特に一人暮らしの高齢者は、情報がかなり遅れています。万が一、逃げ遅れた場合、命に関わります。すぐに避難できるようにには情報が必要です。そのためには、天津市からのメール・FAXなどで対応できるかどうか、課題があります。天津市として、どう考えているのか対策などを伺います。	災害時の要援護者への防災対策については、本条例とは別に検討しております。	補足

82		財政措置の文言を入れてほしい。	条例本文で「施策を実施する」とすることにより、施策を実施することに伴い必要な予算を措置すると解され、本市の他の条例と整合性を保つため条文化していません。	補足
83		今後、障害者差別解消法などが見直された場合、条例の内容と不整合となればどうするのか。	整合が図れるよう条例改正を検討します。	補足
84		コミュニケーションがとれない障害者は、ろうあ者に限らずいろいろな障害を持たれる方がおられます。手話だけに言及せず、障害者コミュニケーション条例というような大きなくりにする方がひらかれた条例になるのではないのでしょうか？ろうの方だけでなく全ての障害者に目を向けた方が公平性の点からも進んだ条例になるかと思えます。コミュニケーションとは意思疎通という意味ですが、障害がある人もない人もお互いに意思疎通できることが大事であるという考えのもとに手話を使えない聴覚障害者が必要とする要約筆記や視覚障害者が必要とする点字は意思疎通するための方法でありこれが十分に保障されることによってコミュニケーションがはかれます。すべての障害のある人もない人とがスムーズなコミュニケーションを図れるようにお互いが理解しあうことが大事であると考えます。よって障害者コミュニケーション条例というひとつに条例するのがベストではないでしょうか？	本条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に関する基本理念を定め、市の責務及び市民、事業者の役割を明らかにし、市が実施する施策の基本的事項を定めることを趣旨としていることから、大津市手話言語条例としています。	補足
85		大津市に手話言語条例が策定されることを大変うれしく思います。聞こえる人もそうでない人もともに暮らしやすい大津市になるために、市民として出来ることを考えたいと思えるきっかけとなりました。条例制定はスタートです。財政面の問題は出てくると思いますが、お金がないから出来ないで終わらず、取り組める工夫を第一に考えて頂きたいと思えます。大津市の「手話言語条例」が「絵に描いた餅」とならないように、施策として実行力に期待します。	ご意見として拝聴いたしました。	その他
86		「財政上の措置」の文面を入れること。 予算措置を伴うのは、条例の性格上、当然の措置だから明文化しないとの考えは、市の都合によるものであり、場合によって解釈して予算措置をとらないという方針転換など危惧がある。市民としては、文面を入れたほうが予算の確保及び施策の推進方針の遂行に確実な希望が持てる。	条例本文で「施策を実施する」とすることにより、施策を実施することに伴い必要な予算を措置すると解され、本市の他の条例と整合性を保つため条文化していません。	補足
87		「努める」の文言は努力義務であり、条文にある「努めるものとする」を「行わなければならない」または「努めなければならない」に改めてほしい。	本条例では、市民等及び事業者の基本理念に対する理解を求めることとしており、義務的な位置付けとはしていません。	補足
88		予算確保にあたって手話通訳者養成と啓発・普及は別のものであり、それぞれの予算を確立すること。教育厚生常任委員会で発言のあった条例事務局設置(人件費等)についても検討すること。	ご意見として拝聴いたしました。	その他
89		皆さんに、手話のことを知ってもらうために、「手話の日」を作ってはどうか。手話のことを知らない人も少しでも理解してもらえんと思えます。多くの人が手話でコミュニケーション出来たらすばらしいと思えます。	ご意見として拝聴いたしました。	その他
90		まず、手話言語条例が制定されなければ、ろう者が健聴者と同じように、不自由なく安心して暮らすことができないということ、残念に思います。条例がなくても、ろう者が不自由なく生活できることができれば、最良だと思います。しかし、現状において、ろうの方々、社会生活に不自由を感じ、条例を必要という要望があるならば、行政は最大限の努力をもって、施行に取り組んでいただきたいです。 私は、健聴者です。大人になってから手話の勉強を始めました。サークル活動などを通じて、たくさんの方々の知り合いができました。初めて、手話で話しかけられて、内容が全く理解できなかった時、衝撃を受けました。同じ、日本人同士なのに、言葉が通じないなんて。話し相手が外国の方なら、中学・高校で習った英語で、たどたどしくはあっても、会話ができます。しかし、ろう者と、話したいのに、言葉が通じない、やるせない思いがありました。この、通じない、もどかしい思いを、ろう者は、常に、社会に対して持っておられるのだと思うと、胸が痛みます。 言語である手話は、一部の限られた人のあいだで使われるのではなく、普及しなければ意味がありません。よりよい普及の場は、学校教育の場だと思います。学校で手話の学習ができれば、子供のうちから自然と手話言語が身につく、すみやかに普及できると思います。学校での言語の学習といえば、英語です。国際化が進化する現在、英語の学習は確かに大切です。一方で、手話を学習するということは、言語の習得や、その普及だけでなく、ろう者についての学習でもあり、つまりは社会福祉を学習することと同等です。英語を学ぶこととは違った意味合いで、教育上、有用であると考えます。大津市で手話言語条例が制定されるのを機に、学校で手話を学習する機会を、ぜひ確保していただきたいと希望します。 私は、徐々にではありますが、手話で話せるようになってきました。私の手話が上達するように、たくさんの方々が支えてくださいました。感謝の気持ちでいっぱいです。社会は、支え、支えられることで存続します。障がい者にとって住みよい社会は、すべての人にとって住みよいはずで、どうか、手話言語条例が、よりよい内容で制定され、ろう者の生活がよりよいものとなりますよう、祈念いたします。	ご意見として拝聴いたしました。	その他
91		「日本国憲法第三章25条にはすべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とあるが、コミュニケーションの方法が、視覚からしか入って来ない聴覚障害者にとって言語である手話なき社会の仕組みは文化的に生きてはいけない。生存権にもかかわる。特に今回の手話言語条例第7条に関し、市は必ず予算を計上し、市民に対し手話の普及を図って欲しい。 老若男女に関わらず手話が津市内で普及し、聴覚障害者がいつでもどこでもコミュニケーションがスムーズに図れ現時点での生活の不便さ、地域社会での孤立がないように市の責務として実施を願う。	ご意見として拝聴いたしました。	その他

92	ろう者や手話への理解に関する施策を進めるために必要な予算を確保するため、条例に財政上の措置をとるとする条文を入れてもらいたいです。	条例本文で「施策を実施する」とすることにより、施策を実施することに伴い必要な予算を措置すると解され、本市の他の条例と整合性を保つため条文化していません。	補足
93	一般財団法人全日本ろうあ連盟ホームページに日本手話言語法案修正案が載っていますので、一度読んでいただくと幸いに存じます。 一般財団法人全日本ろうあ連盟機関紙「日本聴力障害新聞」や一般社団法人滋賀県ろうあ協会機関紙「湖國ローアニュース」を大津市職員が購読して読まれるのはいかがでしょうか。全国、滋賀県それぞれの範囲のろう者にかかわる情報が載っているので、ろう者理解に役立つと存じます。 ろう者、手話への理解を進めるのに役立つと思われる4点の出版物を下記のとおりご紹介します。 よくわかる！聴覚障害者への合理的配慮とは？～『障害者差別解消法』と『改正障害者雇用促進法』から考える～ ◇～『障害者差別解消法』と『改正障害者雇用促進法』から考える～聴覚障害者への合理的配慮とは？『差別事例分析結果報告書』 ◇手話を学ぶ人のために～もうひとつのことばの仕組みと働き～ ◇一人ひとりが輝ける未来へ～ろう者の権利保障と手話の言語的認知を求めて70年～ 上記の4点の出版物は滋賀県立聴覚障害者センター2階にある一般社団法人滋賀県ろうあ協会事務所に置かれています。	ご意見として拝聴いたしました。	その他
94	手話を獲得、習得、普及できるような施策の実施をするためには財政上の措置は必要不可欠と考えます。『市は手話に関する施策を推進するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする』を条文に加えていただきたいです。 (仮称)大津市手話言語条例(案)制定後、手話普及、環境整備等に関する具体的な施策を期待しています。	条例本文で「施策を実施する」とすることにより、施策を実施することに伴い必要な予算を措置すると解され、本市の他の条例と整合性を保つため条文化していません。	補足
95	財政措置の条文がないのはどうですか。厳しい財政の中で明確にしてほしい。絵に描いた餅では困る。	条例本文で「施策を実施する」とすることにより、施策を実施することに伴い必要な予算を措置すると解され、本市の他の条例と整合性を保つため条文化していません。	補足
96	大津市内にある空き家を利用して、ろう者の集まれる場を作ってほしい。	ご意見として拝聴いたしました。	その他
97	耳マーク「私は聞こえないので呼んでください」のようなものを作ってろう者に配布してほしい。障害者手帳や診察券に貼っておくと、配慮してくれる。	ご意見として拝聴いたしました。	その他
98	ろう者も、聞こえる人と同じように、コミュニケーションの苦勞なく介護サービスを利用したい。	ご意見として拝聴いたしました。	その他
99	手話サークルに通って、聞こえる人に手話を教えている。その人が、働く職場に客としていくと、手話で接客してくれるのでありがたい。手話サークルなどで、手話を学ぶ人が、いろんなところで(病院・デパート・レストラン)手話で接客してくれるとうれしい。そんなまちになってほしい。	ご意見として拝聴いたしました。	その他
100	第9条として、「市は、手話に関する施策を、効果的に推進するため、部局横断的に取り組まなければならない」という意味のことを盛り込んで下さい。	他部局とも連携して施策を進めてまいります。	補足
101	10数年前、貴市役所の試験を申し込んだ事があります。その時、面接試験の際、手話通訳をお願いしたいと申し出たところ人事担当者いわく、「もし仕事配属時にカウンターなど市民との対応に音声言語で話す必要があるから口で話せないろう者は、試験を断ります」と言われました。本当にショックでした。大津市手話言語条例を制定するのでしたら大津市民だけでなく大津市職員も対象にして頂きたい。大津市職員がいつか失聴した場合でもコミュニケーション支援をきちんと保障して頂きたい。手話通訳や筆記要約が受けられるよう中途失聴者などの支援が出来る条項を入れて頂きたい。	ご意見として拝聴いたしました。	その他
102	一番心配なことは、形ばかりの条例にならないかということ。ここから動き出す条例、推進協議会を意義あるものにするためにも、財政的なことを明記して欲しい。	条例本文で「施策を実施する」とすることにより、施策を実施することに伴い必要な予算を措置すると解され、本市の他の条例と整合性を保つため条文化していません。	補足

103	<p>私は生後6ヶ月で薬害で失聴、厳しい口話教育を受けました。大学新入生歓迎祭典で大教大の学生達が手話で歌ってたのを見ました。指揮を取っていた女学生が私に「手話を覚えませんか」と。ろう学校に入る頃手話ができる人が極端に少なかったので社会に出ても困らないようにと練習するんだと先生、親に聞かされてきたので、聞こえる女学生に「覚えないうちと言われて、前に突き出された思いでした。彼女の紹介で普通高校、大学に在籍している聞こえない生徒、学生が集まるとこに行ったら、手話で交わされていてちんぷんかんぷん。同じ聴覚障害を持っているのに会話できないなんてショックでした。手話を学んで45年、口話訓練を受けたろう者の声が聞きづらい、また聞こえる人の話す口の形や動きを読み取っても、方言や同じ口の形(1、2、虹、位置、地位、危機、父、七、)が沢山出るとわかりづらい。聞こえる人も聞こえない人も互いに手話などを覚えたら、それぞれの思いが伝わり会話できる喜びも味わえると実感します。それとサークルで知り合った友達が声を聞いてニコニコ 彼女は聞こえるとすぐわかりました。ある時どうしても実家に「帰りが遅くなる」と連絡せねばと、たまたま隣席に彼女がいたので、私の代わりに電話してと彼女に頼みましたが嫌がられて不審に思いました。暫くして彼女が言いました。言語障害があり電話できないと。私は聞こえないので気づかなかつたために彼女を傷つけてしまいました。今でも彼女は元気であるかな?と時々思います。40年近く前の出来事です。お互い手話などができたら、誰でも話せるんだとその時痛感しました。アメリカ視察に行った人の話が忘れられませんが、ある小学校の1教室に1人のろう児童がいました。昼タイムにみんな昼ご飯を 芝生、ベンチなど好きな場所へ。聞こえない児童がどこにいるかわからないくらいみんなが手話で交わされていました。聞こえないたった1人の友達がわかるように「自分も手話で他のグループで話してらんだ」帰りのバスで運転手さんも幼馴染みに聞こえない友達がいって手話できると言っていた。35年昔の 夢みたいな話でした。それが当たり前になるように学校図書館 公立図書館に「聞こえないって何だろう?」「手話などに関する」絵本や本を誰も見られるように置く。案内板(動画)に字幕とワイプに手話通訳をつける。突然聞こえなくなって手話がまだできない人がいるので紙とペンも置く。各課の職員さん最低1人でも手話などで対応できる障害福祉課の通訳者が不在時 対応できるようにする。市民もジェスチャーできると 口話と手話を併用したらよりわかる私も理解できることがある身ぶりも出さない人が圧倒的に多い(身振りでどう伝えるかわからない人が多いと手話講座で感じます)。手話講座だけでなくお祭り、イベントなどのスタッフ、司会者なども表情を出して手指を動かして話す。緊急時も役立つ。バスや電車や駅に電光板をつけてもらおうと聞こえない人、聞きづらい高齢者だけでなく、聞こえる人も喜ぶと聞きます。誰もが安心して暮らせる街になることを願っています。</p>	<p>ご意見として拝聴いたしました。</p>	<p>その他</p>
104	<p>世の中の高齢者は皆さんは施設のデイサービスを利用しておられる。そのほとんどの施設は聞こえる人たちが集まっている施設。ろうあ高齢者もデイサービスを利用したいが、どこに行っても声でおしゃべりをしていて入っていけない。行っても退屈。でも昼間家に独りで居ても危ないことがあるし、迎えに来てもらってデイサービスに行きたい。ろうあ者用のデイサービスが欲しい。そのためには予算が必要。予算をつけて欲しい。</p>	<p>ご意見として拝聴いたしました。</p>	<p>その他</p>
105	<p>耳マークのシールがあるがこれは古いものなので、ろうあ連盟が考えた手話マークのようなシールをたくさん病院などに配布してほしい。</p>	<p>ご意見として拝聴いたしました。</p>	<p>その他</p>
106	<p>手話サークル等で手話を学んだ聞こえる人が平和堂や西武等で働いていることがある。手話で話しができて買い物しやすい。その人たちが周りに手話を教え、それをまた別な店などで働くと周りの人に手話を教え、そのように手話ができる店員が広がっていくといい。</p>	<p>ご意見として拝聴いたしました。</p>	<p>その他</p>
107	<p>聞こえない人は社会の中にたくさんいる。しかし、聞こえない私から見ても、あの人は聞こえないとは見た目で見えない。聞こえない者同士でもわからない。でも実際たくさんいる。何か起こった時に声だけで「避難してください」と言ってもわからない。市民の方に身振りで表す方法や、手話を覚えてもらったら何を言っているのかわかるので助かる。</p>	<p>ご意見として拝聴いたしました。</p>	<p>その他</p>
108	<p>買い物に行ってタイムセールなどの情報が放送でしかやってないので、損している。聞こえる娘と買い物している時に娘に言われてそんな放送があることに気づいた。私もタイムセールでお得に買い物をしたい。視覚的な方法で情報が取れるようにして欲しい。また、デイサービスについても会話もわからないので聞こえない者で集まってサロンをしているが月に一度楽しみに集まっている。しかし、大津市は広いので遠いところからくる人が多い。普通のデイサービスのように送迎があればいい。</p>	<p>ご意見として拝聴いたしました。</p>	<p>その他</p>
109	<p>わたしは手話を勉強していて、同年代の聞こえないお母さんたちとママ友付き合いをしたいけれども、周りにいない。どこにいるのかわからない。公民館で仕事をしていて、公民館は子育てサロンなど楽しい内容の良い講座がたくさんあるけどそれをご存じないのか申し込みがない。たくさん聞こえないお母さんや子どもたちと交流できたらいいなと思っています。</p>	<p>ご意見として拝聴いたしました。</p>	<p>その他</p>
110	<p>手話は顔を見て話す言葉。喧嘩をしても顔を見ないと何を言っているのかわからない。伝え合うために顔を見る必要がある言葉。小さい子どもからお年寄りまで皆が顔を見て話す。音声言語にはない大きな特徴がある。どの子にも、どの人にも起こりうる聴覚障害。大丈夫やねん、もし聞こえにくくなったとしても、クラスに手話という言葉がある。お母さんが聞こえなくなったとしても学校で習った手話がある。地域の人も手話を知ってる。大丈夫やねん、聞こえなくなったとしても、コミュニケーションは心配なくできる。子どもの時から手話を身近に知っていてほしい。手話という1つの言葉を子どもたちに持たせてほしい。コミュニケーション支援という枠ではなく、生きた言葉として、ぜひ学校や地域で手話を学ぶ時間を、と願う。</p>	<p>ご意見として拝聴いたしました。</p>	<p>その他</p>

111	<p>手話を勉強中です。周りを見ても 手話はまだまだ特定の人だけのもののように捉えられているように思います。手話で通訳などとなると、たくさんの学びが必要で、確かにできる人は限られています。けれど、聴こえない方、手話を使って生活されている方にとって、例え上手な手話でなくても、挨拶や簡単なやりとりだけでも手話で会話をしようとする相手がいることは、安心感や、信頼の気持ちが伝わると感じています。また、手話言語条例の理念から考えても、それは必ず必要なことだと思います。必要な場面は、限りなくありますが、まずは、行政機関、駅、学校や保育園、病院や、大規模の商業施設など所属する人員の数にもよりますが、職員を順に手話の講座に派遣して、手話のできる人が当たり前にいる、そんな大津市になったら、全国へ自慢できる市になるのではないのでしょうか。大津市が全国のモデルケースになるよう、手話の広がりを、期待しています。</p>	ご意見として拝聴いたしました。	その他
112	<p>財政措置の条文がない。本当に条例に関する予算が付くかどうか不安。明文化を望む。 ↓ (財政措置) 第6条 市(町村)は、手話に関する施策を積極的に推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。を明文化として加えてほしい。</p>	条例本文で「施策を実施する」とすることにより、施策を実施することに伴い必要な予算を措置すると解され、本市の他の条例と整合性を保つため条文化していません。	補足
113	<p>条例(案)をみました。早く実施してほしい。ろうあ者は何もできないとばかりにされていた。手話も堂々と表せなかった。早く実施してほしい。</p>	ご意見として拝聴いたしました。	その他
114	<p>ろうあ者がようやくスポットを浴びることができる。嬉しい。</p>	ご意見として拝聴いたしました。	その他
115	<p>基本理念を形で終わらせないで、中身のある条例であってほしい。</p>	ご意見として拝聴いたしました。	その他
116	<p>手話通訳者がまだ少ない。いつでも(24時間・365日)どこでも手話通訳を受けられるように増やしてほしい。</p>	ご意見として拝聴いたしました。	その他
117	<p>自治会(町内会)役員も手話をおぼえてくれればいい。</p>	ご意見として拝聴いたしました。	その他
118	<p>買い物に行った時も、簡単に手話で話せたらいいなあ。</p>	ご意見として拝聴いたしました。	その他
119	<p>災害のお知らせがわからなくて困っている。テレビを見てびっくり。どうやってあぶない情報をもらえるの。</p>	ご意見として拝聴いたしました。	その他
120	<p>ろうあ者のための老人ホーム、集まりが欲しい。周りが聞こえる人ばかりで、会話などできない。さびしい</p>	ご意見として拝聴いたしました。	その他
121	<p>学校のPTAでも、手話で話せる場が欲しい。子育てなどの悩みを話せたらいいなあ。多くの方が、実りのある条例を期待しておりますので、何卒よろしく願いいたします。</p>	ご意見として拝聴いたしました。	その他
122	<p>みみサロンを開いているが大津は広い。送迎の車や運転手が欲しい。その予算をつけてほしい。また、世の中は介護職が不足している。聞こえる人はどこでも研修があればお金を払えば受けられる。障害者の就労も行政が頑張って支援してスムーズに就労できるようになっている。しかし、聴覚障害者が職を得て生きていく為にも介護の資格を取ろうとしても、研修には情報保障がない。主催企業にも三か月、六か月と毎週何時間もある研修にはそんな予算はないと通訳をつけるのを断られる。研修が受けられない。市からつけるように言ってもらいたい。手話通訳者の数も足りないので養成も大切。ヘルパーの資格を取れば就労もしやすい。手話通訳をつけてもらいたい。</p>	ご意見として拝聴いたしました。	その他
123	<p>日常生活の中に、手話が出来ない健常者とのコミュニケーションを取る機会が沢山あります。例えば急病者が出た時にコミュニケーションが困難である。他にも色々あると思います。私達の望みは障害があっても無くても手話のできる社会になればお互いに歩み寄り障害者も積極的な社会参加が出来ると思います。大きな望みですが、手話サークルや手話学習やろうあ者とのコミュニケーションだけでは限界があると思いますので日常テレビの中に手話通訳が付いたりスマホの中にも手話を加えれば自然と普及出来るのではないかと思います。</p>	ご意見として拝聴いたしました。	その他
124	<p>手話を勉強中です。難聴の方や全く聞こえない方とお話する機会があり自分が感じたことです。耳の聞こえ無い方や難聴の方盲ろうの方達それぞれが、その不便さに応じて必要なコミュニケーション方法で情報入手でき、ふつうに社会参加ができる環境作りと、病院、学校などの施設で聞こえる人たちと同じように対応してもらえ、趣味や習い事も手話通訳を頼まなくても始められるような社会になってほしいと願います。</p>	ご意見として拝聴いたしました。	その他
125	<p>ろう者の方が健常者と共に対等に生活できるように手話での表現、言語を身に付けて行きたいと思っています。これから頑張って勉強してお互い助け合っていきたいと思っています。</p>	ご意見として拝聴いたしました。	その他